

第1部

トップ人事・報酬にも積極的に関与 社外取締役のあり方と 実務上の課題

弁護士 ニューヨーク州弁護士
西村あさひ法律事務所

辰巳 郁

【この記事のエッセンス】

● 近時のガバナンスに関する議論を踏まえ、社外取締役は、今後特にCEO等の経営トップの人事や経営陣の報酬の検討に積極的に関与する必要がある。

● 社外取締役の人選や会社との関係についても、このような議論の進展を踏まえた見直しが必要になる。

はじめに

2015年6月のコーポレートガバナンス・コード(以下、「旧CGコード」といふ)適用開始から3年半程度が経過し、上場会社各社では、コーポレート・ガバナンスに関するさまざまな取組みが行われてきた。その

間、金融庁および株東京証券取引所(以下、「東証」といふ)を共同事務局として設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(以下、「フォローアップ会議」といふ)において継続的な議論が行われ、その結果を踏まえて、2018年6月1日、東証から「コーポレートガバナンス・コード(2018年6月版)」(以下、「改訂CGコード」といふ)が、金融庁から「投資家と企業の対話ガイドライン」(以下、「対話ガイドライン」といふ)が、それぞれ公表された⁽¹⁾。

対話ガイドラインは、投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたものとされている。上場会社各社は、改訂CGコードの内容と対話ガイドラインの趣旨を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書(以下、「CG報告書」といふ)を、遅くとも2018年12月末日までに提出することが求められており、実際に改訂CGコードに対応したCG報告書の提出が順次行われている。また、コーポレート・ガバナンスの実務に関する指針として経済産業省から2017年3月31日に公表された「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)⁽²⁾については、第2期コーポレート・ガバナンス・システム研究会(CGS研究会)における議論を踏まえ、2018年9月28日、その内容を刷新した改訂版(以下、「改訂CGSガイドライン」といふ)が公表された⁽³⁾。

さらに、法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法制(企業統治等

関係)部会において取りまとめられつつある次期会社法改正に関する要綱案においては、いよいよ上場会社等における社外取締役の1名以上の設置義務づけが現実的なものとなりつつあり、その他にもさまざまな改正が見込まれるところである⁽³⁾。

このように、社外取締役に關する規律のあり方や社外取締役に期待される役割についてはなお活発な議論が続いている状況であり、上場会社各社、実際に社外取締役やその候補者となる者において検討すべき事項も多くある。そこで、本稿では、改訂CGコード、対話ガイドラインおよび改訂CGSガイドラインにおける議論を踏まえ、今後の社外取締役のあり方やその役割・課題について論じる。

(1) 改訂CGコードについては<https://www.fpx.co.jp/news/1020/20180601.html>、対話ガイドラインについては<https://www.fsa.go.jp/news/30/shing1/20180601.html>をそれぞれ参照。また、梁谷浩史・安井桂大・藤田直文・水越恭平「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドライン」の概要「本誌2018年8月1日号(No.1519)22頁参照」<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008.html>参照。また、越智晋平「樋口周「改訂「コーポレート・ガバナンス・システム」に関する実務指針」の解説」本誌2018年12月1日号(No.1530)23頁参照。

(2) 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会資料26「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案(仮案)」(<http://www.rmj.go.jp/shing1/shing104900381.html>)参照。